

福祉系 NPO による地域における権利擁護支援事業

—実践経験に基づく現状と課題—

○ 高松法務局（法務省）・NPO 法人後見ネットかがわ 氏名 三野寿美（8057）

キーワード 法人後見 権利擁護 地域福祉

1. 研究目的

近時、地域において判断能力が不十分な人々が地域での安心した暮らしを支える権利擁護の支援として、成年後見制度が（日常生活自立支援事業とともに）期待されるに至っており、きわめて難易度の高い事案については、社会福祉協議会の法人後見や NPO 法人がその重要な役割を担う場面が増加してきている。

そこで、まず、法人後見の積極的活用を主張する立場から、その有益性や課題を実践経験を踏まえ明らかにする目的で、日本地域福祉学会 第 29 回全国大会（2015 年 6 月 東北福祉大学）「第 2 分科会（制度・政策①）」において研究発表（テーマは、「法人後見における現状と課題—NPO 法人後見ネットかがわの活動を通じて—」）を行い、次に、日本 NPO 学会 第 18 回年次大会（2016 年 3 月 同志社大学）「C4【研究・実践報告】組織のあり方と変革における研究発表」において、NPO 法人制度（特に福祉系 NPO）全体の研究・発展にも資する目的での実践報告（テーマは、「NPO 法人による法人後見の現状と課題—NPO 法人『後見ネットかがわ』の実践報告」）という二つの学会発表を行った。

特に、後者においては、質疑応答の際、NPO 法人「後見ネットかがわ」の今後の新たな活動方針等の質問があり、本団体は、専門職後見人である弁護士、社会福祉士等のボランティアとしての参加だけでなく、関与の度合いは様々であるが、社会福祉協議会を中心に、地方公共団体、そして裁判所を含むネットワークを構成しているものであるため、会員においては、団体の中心的事業である法人後見だけでなく、隣接領域の課題として、地域における権利擁護活動という分野に関する情報収集等も活発化している。また、目に見える動きとしては、全国権利擁護支援ネットワーク（ASNET-JAPAN [アスネットジャパン]）に参加するなどしていることを説明した。

しかし、地域における包括的権利擁護体制の構築等、近時、活発な主張・議論がなされるようになったばかりの新たなテーマであり、特に福祉系 NPO に限ってみても、具体的などのような活動・貢献が可能か、未だ模索の段階といつてよい。

以上より、本研究発表は、法人後見の積極的活用を主張する立場から、その有益性や課題を若干の実践経験を踏まえて整理、そして法人後見の活動主体について目を向け、NPO 法人による活動を中心に、社会福祉協議会の法人後見との比較・連携等に考察を加えた上で、法人後見を中心とした福祉系 NPO 法人が、さらに業務等の拡大により今後の地域における包括的権利擁護体制の構築に貢献するための各種研究に資するものとする。

2. 研究の視点および方法

多くの法人後見についての研究に限らず、より広い視点から、地域における権利擁護体

制の構築等に関する実践報告・先行研究を検討し、課題等を抽出した上で、NPO 法人「後見ネットかがわ」を一つの実例とし、実際の活動を通じて得られた各種対応・経験等を加味した実践研究報告とする（したがって、必ずしも網羅的、体系的でないことを予めお断りする。）。

3. 倫理的配慮

職務上知り得た情報（特に個人情報）等については、関連法令や所属 NPO 法人「後見ネットかがわ」「研修・企画委員会設置規程」等に基づき適正な取扱いを徹底するなど必要な倫理的配慮がなされている。

4. 研究結果

現在では、多くの実務経験を通じて、法人後見のメリットが検証され、法人後見こそが成年後見を担う本命であるとする考え方も有力になってきており支持できる。今後は成年後見制度における「代行決定から意思決定支援へ」の新たな課題を意識しつつ事業を進めていく必要があるようである。

その上で、権利擁護体制の構築等に関する今後の業務拡大について、次のように考える。

「奥田佑子・平野隆之・金圓景（2015）『地域における権利擁護支援システムの要素と形成プロセス』日本の地域福祉第 28 巻 1-13」においては、権利擁護支援システムの構成要素として、①「権利擁護に関する相談」、②「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」、③「広報・啓発」、④「虐待問題への対応」、⑤「サービス等の質のチェック」、⑥「人材養成・研修」、⑦「権利擁護に関するネットワークやシステム構築」、⑧「調査研究」、⑨「その他」を挙げている。

実際のところ、「後見ネットかがわ」においては、④・⑤と⑥の市民後見人の養成に関する事業（準備中）が出来ていない他は実践しており（もとより、前記の構成要素を担うことが、権利擁護支援システムの構築である、とまでは言い切れないものの）、既に概ね「地域における権利擁護支援事業」を行っている団体と比べてよい状態にあると考えられる。

いずれにせよ権利擁護については、相談支援、法的支援、生活支援の三つの支援軸によって成り立っていると考えられており、このように見ていくと、今後は特に社会福祉協議会との連携強化（双方とも得意分野、例えば社協の相談支援、後見ネットかがわの法的対応）を中心に、時に支援を得、あるいは連携・協力することでより機能すると思われ（さらに、日常生活自立支援事業については、社協が実施主体である点も踏まえれば）、権利擁護支援システムを支える基盤がより充実してくる、と考えるものである。

5. 考察

ただし、例えば、④「虐待問題への対応」に関して、特に「児童虐待」については、緊急性が高い場合が多く、まずは、「児童虐待の防止等に関する法律」等に従うことを最優先に考えるべきは当然であり、この例のごとく、活動自体抑制的でなければならぬ分野もありそうである。